



聖籠町結婚新生活支援補助金 申請の手引き

聖籠町では、結婚新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用および引越費用を補助します。申請する場合は、この手引きを確認いただき、申請書に必要な書類を添えて提出してください。

令和8年度版

対象者

以下の要件をすべて満たす世帯が補助を受けることができます。

- ☐ 令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻届けを提出し受理された夫婦であること。
- ☐ 夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下であること。
- ☐ 申請時に夫婦の双方または一方が申請にかかる聖籠町内の住宅に住民登録していること。
 - ❓ 夫婦の一方のみが住民登録している場合は？
➡夫婦の主たる生活の拠点が聖籠町内の住宅である場合に申請できます。（夫婦のいずれかが町外へ単身赴任している場合など。）
 - ❓ 令和8年度中に聖籠町内に住民登録ができない場合は？
➡住宅を聖籠町内に建築中であり、引っ越しが令和9年度になる方などは、住民登録がなくても申請できる場合がありますので、ご相談ください。
- ☐ 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して聖籠町内に住む意思があること。
- ☐ 夫婦それぞれの年間合計所得金額の合算額が500万円未満であること。
（合算額が500万円以上でも、夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合は、年間の返済額を合算額から控除できます。この場合、控除後の額が500万円未満であること。）
 - ❶ 令和8年4月1日～令和8年6月30日に申請する場合
➡原則、令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得及び奨学金返済額を確認します。
 - ❶ 令和8年7月1日～令和9年3月31日に申請する場合
➡原則、令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得及び奨学金返済額を確認します。
- ☐ 夫婦ともに町税を滞納していないこと。聖籠町外から転入している場合は、転入前の市区町村税についても滞納していないこと。
 - ❶ 原則、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の納税状況を確認します。
- ☐ 夫婦の双方または一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付（他の自治体での補助を含む。）を受けたことがないこと。
 - ❶ 再婚の場合で、一方が過去に補助を受けたことがある場合は、離婚日が再婚日から1年以上前であった場合に申請できます。
- ☐ 夫婦ともに聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ☐ 夫婦ともに次のページに掲げる①～④のうち、いずれかを令和8年度中に実施すること。

- ①ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

講座の受講・相談の実施について

- ① 対面で開催される講座の受講のほか、e-ラーニングや動画による講座の受講も対象となります。

<実施例>

- ①ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

- 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏で開催するライフデザインセミナーへの参加
- 新潟県のライフデザインシミュレーションツール「にいがたライフデザイン」を活用した結婚後のライフデザインを考える体験

- ① ライフデザインとは、将来のライフイベント（進学・就職・結婚・育児・住宅の確保・資産の形成・老後など）について、自分の価値観や希望に基づいて選択できるよう、将来のライフプランを創造的に思い描いてみる取組のことです。

- ① 乳幼児とふれあう体験、子育て世帯との意見交換への参加も対象となります。

- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講

- 国立研究開発法人国立成育医療研究センターが配信する「プレコンセプションケア啓発動画2022」の視聴

- ① プレコンセプションケアとは、性別を問わず、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組のことです。

- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談

- 産婦人科などの医院・病院での妊娠・出産に関する相談
- 町こども家庭センターでの妊娠・出産に関する相談（保健師または子どもソーシャルワーカー）

- ① 妊娠前の相談のほか、不妊の相談・治療、妊娠中の相談も対象となります。

- ④共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

- 新潟県が配信する「にいがたでトモカジ&トモイク～はじめての共家事・育児講座～」の視聴
- 厚生労働省「共育プロジェクト」YouTubeチャンネルで配信しているセミナー動画の視聴

- ① 男性の家事・育児参画のための講座も対象になります。

※例に記載した講座の受講・相談のほか、他自治体や民間で開催・配信される講座なども対象にできる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に結婚に伴って支払った次の費用が対象です。

❓ 他の補助金も使いたい場合は？

➡併用できません。ただし、対象経費の契約が別の場合はそれぞれ利用できる場合がありますので、お問い合わせください。

❓ 費用の支払いが令和9年度中となる予定の場合は？

➡補助の認定(0円で交付決定)ができる場合がありますのでお問い合わせください。

❗ 婚姻日より前に住宅を取得・リフォーム・賃借または引越している場合は、婚姻日から起算して1年以内の場合、対象とすることができます。

婚姻に伴う住宅取得費用

❑ 住宅の購入費、工事請負費（建物のみ）

❗ 土地の購入費は対象外です。

❗ 住宅ローン等、ローン契約に基づく金融機関へのローン払いを対象とすることもできます。

婚姻に伴う住宅リフォーム費用

❑ 住宅の機能の維持、向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

❗ リフォームローン等、ローン契約に基づく金融機関へのローン払いを対象とすることもできます。

❗ 外構（倉庫、車庫、門、フェンス、植栽など）の工事費用、家電製品（エアコン、洗濯機など）の購入・設置の費用は対象外です。

❓ 実家に同居するため、親が所有者になっている住宅をリフォームする場合は？

➡所有者が夫婦以外の住宅のリフォームも対象となりますが、リフォームの契約と費用の支払いを夫婦が行っている必要があります。

❗ 自分で工事する、友人に頼んでリフォームする場合にかかる材料費などは対象外です。

婚姻に伴う住宅賃借費用

❑ 住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

❓ 夫（妻）が婚姻前から入居していた賃貸住宅に妻（夫）が婚姻を機に引っ越してきた場合は？

➡同居開始が婚姻日から起算して1年以内の場合は、同居開始以降に支払った費用を対象とすることができます。同居開始日は、住民票の住所を定めた日や、契約書等の同居人欄の記載で確認します。

❓ 婚姻日より1年以上前から同居していた場合は？

➡婚姻日以降に支払った費用が対象となります。

❗ 賃貸借の名義が夫婦いずれかによるものを対象とします。（原則、親などの名義による場合は対象外です。）

❗ 駐車場代、保証料、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。

❗ 賃借費用に対して勤務先から住宅手当などの支給がある場合は、その額を対象経費から控除します。

婚姻に伴う引越費用

□ 引越費用のうち、引越業者や運送業者等へ支払った作業費や運送費

- ① 旧居からの引越荷物のほか、実家からも引越荷物を運送する場合も対象とできます。
- ① 自分で引越を行った場合のレンタカー費用や燃料費、不用品の処分費用、清掃費用、引越業者が行う電気やガスなどのサービス料、引越業者から購入する家具マットなどの費用は対象外です。
- ① 家具や家電を購入した際の送料は対象外です。

補助金の額

① 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯

対象経費の実支出額のうち、1世帯当たり**60万円**を上限に補助します。

② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で①以外の世帯

対象経費の実支出額のうち、1世帯当たり**30万円**を上限に補助します。

- ① 令和7年度からの継続補助の対象となる世帯は、上記の補助上限額から令和7年度に受給済みの額を差し引いた額が上限額となります。
- ① 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

申請方法

必要書類をそろえて、総合政策課（役場2階）へ直接提出してください。

申請から交付までの流れ

①交付申請

契約書等で補助対象経費を確認し、支出を見込み申請します。
申請後に変更が生じた場合は、**変更申請**が必要です。

②実績報告

①で見込んでいた経費の支払いが完了した後に、**領収書等を添えて実績報告**することで**補助金の額**が確定します。

③交付請求

②で確定した額を**町に請求**することで**補助金が支給**されます。

申請書様式等は、**町ホームページ**からダウンロードできるほか、総合政策課の窓口で配布しています。

【町ホームページURL】

<https://www.town.seiro.niigata.jp/1/3/1/4/shinseikatuhojokin.html>



※ 申請条件にあてはまるか、対象経費となるかなどは、事前に総合政策課へお問い合わせ、相談いただいた上で申請していただけますとスムーズです。**事前相談は婚姻前からでも随時受け付けています。**

※ 申請書の提出には、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

交付申請

全員が提出する書類

☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書兼交付申請書（様式第1号）

① 内訳計算書を添付してください。

☐ 同意書兼誓約書（様式第2号）

☐ 婚姻届の受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）

☐ 住民票の写し（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）

☐ 夫婦の所得証明書（市区町村が発行するもの）

※ 所得未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書を発行してもらってください。

① 令和8年4月1日～令和8年6月30日までに申請する場合

令和7年度（令和6年分）の所得証明書

※ 令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

① 令和8年7月1日～令和9年3月31日までに申請する場合

令和8年度（令和7年分）の所得証明書

※ 令和8年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

☐ 夫婦の令和7年度の完納証明書又は納税証明書（市区町村が発行するもの）

※ 令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

※ 非課税により納税証明書が発行できなかった場合は、代わりに令和7年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、令和7年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

貸与型奨学金を返済している場合

☐ 貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類（返還証明書など）

※ 貸与型奨学金の返済額を所得の合算額から控除する場合のみ提出してください。

① 令和8年4月1日～令和8年6月30日までに申請する場合

令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の返還証明書等

① 令和8年7月1日～令和9年3月31日までに申請する場合

令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の返還証明書等

住宅の取得費用を対象とする場合

☐ ＜購入の場合＞ 住宅の売買契約書など契約内容が確認できる書類の写し

☐ ＜新築の場合＞ 住宅の工事請負契約書など契約内容が確認できる書類の写し

① いずれも契約日、金額、所在地または建設予定地、売主・買主双方の署名などが確認できるもの。

① 建売で契約書に土地と建物の内訳の記載がない場合は、内訳の分かる明細などを添付してください。

住宅をリフォームした場合の添付書類

□ リフォームの工事請負契約書、請書など契約内容が確認できる書類の写し

- ① 契約日、金額、売主・買主双方の署名などがあるもの。契約書等に対象経費が分かる内訳の記載がない場合は、内訳の分かる見積書などの明細も添付してください。
- ① 申請に係る住宅のリフォームであることが分かるように、工事地の記載があるものを提出してください。

住宅を賃借した場合の添付書類

□ 住宅の賃貸借契約書、重要事項説明書、保証契約書など契約内容が確認できる書類の写し

- ① 契約日、金額、借主・貸主双方の署名などがあるもの。
- ① 費用の内訳や支払い方法が分かる明細書や請求書などがある場合は添付してください。

□ 勤務先からの住宅手当支給額が確認できる書類の写し（給与明細など）

- ① 住宅手当の支給がない場合も、提出が必要です。
- ① 申請時点で離職していても、申請する経費の支払月に給与の支給があった場合は提出が必要です。無職の場合は、無職であることの申告書を提出してください。

引越しをした場合の添付書類

□ 引越に係る見積書、領収書等の写し

- ① 荷卸し先が申請に係る住宅であることが確認できるもの。
- ① 費用の内訳の分かる明細書や請求書がある場合は添付してください。

金融機関へのローン払いを対象とする場合の添付書類

□ ローン契約書などローン契約の内訳が分かる書類の写し

□ 返済予定表などローン払いの内訳が分かる書類の写し

- ① ローン払いを対象とする場合も、住宅取得費用については住宅（建物）の購入費に相当する費用のみ、リフォームについては住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみが対象となります。
- ① 住宅ローン手数料、利息等借入れに係る費用は対象外です。

※申請額が予算上限に達した時点で受付終了となります。お早めに申請ください。

直近の受付状況を確認したい場合は、総合政策課（☎0254-27-2111）へ随時お問い合わせください。

【申請書類提出にあたってのお願い】

提出が必要な書類のうち、コピーや印刷が必要なものは、あらかじめコピー・印刷してお持ちください。
書類に不備・不足がある場合、受理できませんので、お日にちに余裕をもって手続きにお越しください。

変更申請

補助金の申請後、申請した内容が変わる場合は、変更申請が必要となります。

☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金交付変更申請書（様式第4号）

☐ 変更内容が確認できる書類

【変更申請が必要な内容の例】

- ・勤務先からの住宅手当支給額が変更（または支給が開始・廃止）になった。
- ・月々の賃料が変更になった。
- ・住宅の取得、リフォームの金額が変更になった。

実績報告

補助対象経費の支払いと講座等の実施が完了したら、実績報告をお願いします。

全員が提出する書類

☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第6号）

☐ 補助対象経費の支払実績額が確認できる領収書等

※次のページの【重要】をよくご確認ください。

☐ ①～④のいずれかの講座の受講等の実施が確認できる書類

- ① 講座の受講証明書、参加費の領収書、オンラインやe-ラーニングの受講結果画面、相談をした医療機関の受診料の領収書、相談を実施した証明書などの写しを提出してください。
- ② YouTubeでの配信視聴により講座の受講を実施した場合や、町の無料相談窓口で相談を実施した場合など、証明書や領収書が発行されない場合は、受講した講座名または相談した医療機関名・印象に残った内容・感想を記載した実施報告書（任意様式）を提出してください。

住宅を賃借した場合の添付書類

☐ 住宅手当の受給実績額が確認できる書類

（給与明細の写し、勤務先からの住宅手当支給証明書など。）

- ① 住宅賃借費用を対象としている場合は、手当を受けていない場合でも提出が必要です。
- ② 申請日時点で離職していても、申請する経費の支払月に給与の支給があった期間について提出が必要です。
- ③ 申請する経費の支払月に無職だった場合は、無職であることの申告書（任意様式）を提出してください。

※必要に応じて、このほかにも書類の提出をお願いする場合があります。

【変更申請・実績報告にあったってのお願い】

申請時同様に、提出が必要な書類のうち、コピーや印刷が必要なものは、あらかじめコピー・印刷してお持ちください。書類に不備・不足がある場合、受理できませんので、お日にちに余裕をもって手続きにお越しください。実績報告は、支払いが完了したら速やかに提出してください。

【重要】補助対象経費の支払実績額が確認できる領収書等について

- ・支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、受領者（支払先）の記載があることが必要です。
- ・クレジットカードで支払った場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められます。Web 明細を利用している場合は、利用明細画面を印刷してお持ちください。
- ・経費を総額で支払っている場合で、領収書で内訳が確認できないときは、内訳が確認できる明細や請求書などを併せてご提出ください。
- ・口座振替や銀行振込で支払った場合は、支払が確認できる通帳の写しや振込の控えでも代用は可能ですが、契約書等で内訳が確認できないときは、内訳が確認できる明細や請求書などを併せてご提出ください。
- ・賃借費用の場合で、賃貸借契約書に記載されている賃料等の支払先と、領収書の発行元が異なるときは、契約書や領収書と併せて、保証契約書など支払方法の実態が確認できる書類の写しをご提出ください。
(例: 契約書では不動産会社に支払う契約だが、実際には別の保証会社に支払っている場合など。賃貸借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。)

交付請求

実績報告の後、補助金の額が確定すると、町から補助金確定通知書を発行します。手元に届いたら、補助金の請求をお願いします。

☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第9号）

☐ 振込みを希望する口座情報が分かる書類の写し（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

① 補助金は、請求からおおよそ2週間程度で指定の口座に振り込みします。

② 原則、申請者名義の口座に振り込みします。配偶者名義の口座に振り込みを希望する場合は、交付請求書（様式第9号）の委任欄の記載が必要です。



◆お問い合わせ◆ 聖籠町役場 総合政策課 役場2階

TEL:0254-27-2111(代表) E-MAIL:sousei@town.seiro.niigata.jp

WEB:<https://www.town.seiro.niigata.jp/1/3/1/4/shinseikatuhojokin.html>